
事後備置書類

2025 年 4 月 1 日

株式会社モンスターラボ

合併に係る事後備置書類

当社は、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社モンスターラボミュージック（以下「モンスターラボミュージック」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関しては、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 200 条に定める事項は、以下に記載のとおりです。

2025 年 4 月 1 日

東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号
恵比寿プライムスクエアタワー4F
株式会社モンスターラボ
代表取締役 鮎川 宏樹

1 吸収合併が効力を生じた日（施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 4 月 1 日

2 吸収合併消滅会社における各手続の経過（施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 株主の差止請求手続

モンスターラボミュージックは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

モンスターラボミュージックは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求手続

モンスターラボミュージックは、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続

モンスターラボミュージックは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、2025 年 2 月 14 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに会社法第 789 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3 吸収合併存続会社における各手続の経過（施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続

当社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

当社に対し、会社法第 797 条第 1 項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議手続

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2025 年 2 月 14 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行いました。異議申

述期限までに会社法第 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

- 4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、モンスターラボミュージックからその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

- 5 吸収合併消滅会社の事前備置書面（施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

- 6 吸収合併の変更登記をした日（施行規則第 200 条第 6 号）

効力発生日である 2025 年 4 月 1 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

- 7 その他吸収合併に関する重要な事項（施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙 事前備置書類

事前備置書類

2025 年 2 月 14 日

株式会社モンスターラボホールディングス

合併に係る事前備置書類

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社モンスターラボミュージック（以下「モンスターラボミュージック」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うにあたり、会社法第 794 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり会社法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 191 条に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

2025 年 2 月 14 日

東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号恵比寿プライムスクエアタワー4F
株式会社モンスターラボホールディングス
代表取締役 鮎川 宏樹

1 吸収合併契約の内容

別紙1の吸収合併契約書をご参照ください。

2 合併対価の定め相当性に関する事項（施行規則第191条第1号）

本合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、本合併に際して、モンスターラボミュージックの株主に対して、当社の株式又はこれに代わる金銭等を交付いたしません。また、本合併により、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3 消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項（施行規則第191条第2号）

吸収合併消滅会社であるモンスターラボミュージックでは、新株予約権を発行していません。

4 計算書類等に関する事項（施行規則第191条第3号乃至第5号）

(1) 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(イ) 最終事業年度の計算書類等

吸収合併消滅会社であるモンスターラボミュージックの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(ロ) 重要な後発事象の内容に関する事項

該当事項はありません。

(2) 吸収合併存続会社における重要な後発事象の内容に関する事項

当社において、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりです。

記

- 2025年3月28日付第三者割当増資

当社は、2025年3月28日付で、株式会社山陰合同銀行に対し、A種種類株式を1株100円として、計3,300,000,000円を第三者割当の方法により割り当てる予定です。

5 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（施行規則第191条第6号）

本合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における当社の債務について、履行の見込みはあると判断しております。

以 上

別紙 1

吸収合併契約書

株式会社モンスターラボホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社モンスターラボミュージック（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第 2 条（合併をする会社の商号及び住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社モンスターラボホールディングス

住所：東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号恵比寿プライムスクエアタワー4F

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社モンスターラボミュージック

住所：東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号恵比寿プライムスクエアタワー4F

第 3 条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第 5 条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 4 月 1 日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（株主総会の開催）

甲は、効力発生日の前日までに、本契約を承認する株主総会決議を経なければならない。

第 7 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本合併に関し、本契約の内容、本合併に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本合併の検討以外の目的で使用してはならない。但し、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

- （1）受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- （2）受領した時点で、受領者がすでに保有していた情報
- （3）受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- （4）受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

第11条（公表）

甲及び乙は、相手方の事前の同意なく、本合併の検討内容について公表せず、プレス・リリースその他の公表の内容、時期及び方法については、甲乙別途協議の上、合意する。

第12条（合意管轄）

1. 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本法に準拠する

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

貸 借 対 照 表

〔 2023 年 12 月 31 日現在 〕

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	59,453	買掛金	11,058
受取手形及び売掛金	12,079	買掛金(概算)	8,559
前払費用	1,190	未払金	5,606
関係会社未収入金	516	関係会社未払金	24,862
その他	277	前受金	81,412
貸倒引当金	△5,783	賞与引当金	5,022
流動資産合計	67,732	その他	16,821
		流動負債合計	153,344
【固定資産】			
(有形固定資産)		【固定負債】	
工具、器具及び備品	3,069	預り保証金	54
減価償却累計額	△1,941	固定負債合計	54
有形固定資産合計	1,128	負債合計	153,398
(無形固定資産)			
ソフトウェア	20,726	純資産の部	
原盤権	409	【株主資本】	
商標権	406	資本金	30,000
無形固定資産合計	21,542	【利益剰余金】	
(投資その他の資産)		(その他利益剰余金)	12,452
関係会社長期貸付金	100,000	繰越利益剰余金	12,452
繰延税金資産	5,347	利益剰余金合計	12,452
敷金	100	株主資本合計	42,452
投資その他の資産合計	105,447		
固定資産合計	128,118	純資産合計	42,452
資産合計	195,850	負債純資産合計	195,850

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日 〕

(単位：千
円)

科目	金額	
【売上高】		304,576
【売上原価】		75,793
売上総利益		228,782
【販売費及び一般管理費】		215,842
営業利益		12,939
【営業外収益】		
関係会社受取利息	360	
雑収入	46	406
【営業外費用】		
為替差損	131	131
経常利益		13,214
【特別利益】		
債務免除益	115	115
【特別利益】		-
税引前当期純利益		13,329
法人税、住民税及び事業税	4,915	
法人税等調整額	△5,347	△432
当期純利益		13,761

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
			その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
2023 年 1 月 1 日残高	30, 000		△1, 308	△1, 308	28, 691	28, 691
事業年度中の変動額						
当期純利益	—	—	13, 761	13, 761	13, 761	13, 761
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	13, 761	13, 761	13, 761	13, 761
2023 年 12 月 31 日残高	30, 000		12, 452	12, 452	42, 452	42, 452

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

ソフトウェアについては定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 600 株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数

0 株